

アクションプランに基づく地方自治体とハローワークの
一体的実施事業に向けた提案
《高知市》

1 提案の概要

当市福祉事務所が行っている生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及び生活保護相談・申請段階の者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、当市福祉事務所のケースワーカー及び就労促進員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

全国的に平成 20 年のリーマンショック以降、景気低迷による厳しい経済状況の影響から失業し生活保護に至るケースが増え、保護率が増加傾向である。高知市も同様に、平成 25 年 3 月末の保護率は 38.3%と全国平均の 2 倍以上、中核市の中では函館市、東大阪市、旭川市に次いで 4 番目に高い保護率となっている。

中でも稼働能力を有する年齢層のいる世帯いわゆる「その他」世帯の割合が増加してきたため、平成 23 年度から就労促進員を増員し、就労への意欲喚起や個々に応じた求人情報提供など伴走型による就労支援の充実強化を図ってきた。

この就労支援についてはハローワークとの連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施を提案するもの。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及び生活保護相談・申請段階の者

(2) 設置場所

高知市本町 5 丁目 1 番 12 号 本町エスティビル 3 階
(建物賃貸借契約物件：賃借人高知市)

(3) 実施内容

高知市と国（ハローワーク）において運営協議会を設置するとともに、実施内容、実施体制等、一体的な業務運営に関する事項を定めた協定書を締結し、これに基づき実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口に職員を配置し、高知市の生活保護受給者等に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

高知市は就労促進員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を国の窓口につなげる。

(4) 実施時期

平成 25 年度中